広報 ひがしくるめ
平成18年（2006年）10／15号
No.946
発行／東久留米市 編集／企画経営室広報課 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777（代） ホームページ http://www.city.higashikurume.lg.jp/ 毎月1日・15日発行

22年4月1日から 住宅用火災警報器の既存住宅への設置が義務化されます

東久留米市 火災予防条例の一部が改正

18年第3回市議会定例会において、住宅用火災警報器の既存住宅への設置義務化など、建物の防火安全対策を推進する改正案として、東久留米市火災予防条例の一部を改正する条例が上程され、可決されました。10月1日から施行された同条例の改正内容について説明します。詳しくは東久留米消防署予防課☎471・0119へ。

住宅用火災警報器の設置義務化

住宅用火災警報器の既存住宅への設置が、22年4月1日から義務付けられます（条例第55条の5の4）。なお、新築・改築する住宅には、16年10月1日から設置が義務付けられています。

今お住まいの住宅に住宅用火災警報器を付けることにより、万一の火災に早く気付き、被害を最小限に抑えることができます。

Q 火災警報器にはどんな種類がありますか

A 「煙式（光電式）」は、寝室・階段・台所など用として、煙が火災警報器に入ると音や音声でお知らせします

「熱式（定温式）」は、台所用として、火災警報器周囲の温度が一定に達すると音や音声でお知らせします。また、電源は「電池を使うもの」「家庭用電源（AC100ボルト）を使うもの」があります

Q 火災警報器はどこに取り付けるのですか

A 左図のように天井や壁に取り付けることができます

【ご注意】 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売被害が発生しています。消防署員や自治体職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売に注意してください。なお、住宅用火災警報器は電気店やホームセンターなどで購入できます

住宅用火災警報器の設置例

防火対象物の使用・変更等に係る届出の規定

商業テナントなど、建物のリフォームや用途変更に係る工事では、建築基準法に基づく確認申請を要しないものが多く、火災予防上危険な状態のまま営業が開始される例もありました。

防火安全を高めるために、防火対象物の使用・変更等を建築段階から把握し、適法な状態を確保するための届出規定を改めました。

①防火対象物工事等計画の届出（条例第56条）

②防火対象物の使用開始届（条例第56条の2）

③一時的に不特定の者が出入する店舗等として使用する場合の届出（条例第56条の3）

※③の店舗等として使用する場合とは、建物またはその部分を一時的に集会場・飲食店・物品販売店舗などに使用する場合です。

困ります！ 自転車置き去り・知らんぷり

駅前放置自転車クリーンキャンペーン 10月22日（日）～31日（火）

都と市区町村では、10月22日（日）～31日（火）の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

市でも「困ります・自転車置き去り・知らんぷり」をスローガンに、10月20日（金）に田無警察署・東久留米市交通安全協会・駅前商店会・西武バス株式会社・西武鉄道株式会社などの協力を得て、市長を先頭に東久留米駅前で自転車放置防止を呼び掛けます。

また、広報車によるPR、ポスターの掲示、チラシ配布などの運動も展開します。

放置自転車は、歩行や避難の妨げとなるほか、救急車や消防車などの緊急活動の障害となります。

自転車やバイクの放置は、一時より減少しましたが、まだ目に付きます。特に、買い物等で駅周辺を利用される方の放置が目立ちます。「私の1台ぐらいは…」と何気なく置かれた自転車が多くの放置自転車を生み出します。一人ひとりが利用のマナーを守り、放置自転車をなくし、住み良い街づくりに参加しましょう。

詳しくは地域政策課☎470・7764へ。

ご注意ください

放置自転車・バイクの撤去を強化します

「クリーンキャンペーン」期間中の10月22日（日）～31日（火）は、路上等に放置された自転車・バイクの撤去をより強化します。東久留米駅周辺を利用される方は、市営の一時利用自転車駐車場および年間登録の自転車駐車場をご利用ください（満車の場合はご容赦願います）。

通勤・通学等で常時ご利用の方

登録手続きが必要です。申請書は、地域政策課（市役所5階）と西第7一時利用駐車場（図1参照）で配布しています。

買い物等でときどきご利用の方

西第7一時利用駐車場および西武鉄道株式会社等の民営の一時利用駐車場をご利用ください（図1参照）。利用料金は、自転車が一般100円・学生等50円、原付バイクが一般200円・学生等100円です。

※民営の一時利用駐車場には、学割はありませんのでご注意ください。詳しくは駐車場に設置の利用案内板をご覧ください。

撤去された自転車や原付バイクは

自転車集積所（下里2ノ10ノ9、管理課作業所内、図2参照）で、午前8時半～午後7時（土曜・日曜日、祝日は正午まで）に返還しています。

※返還を受ける際は、自転車等のかぎ・身分証明書または身分が確認できるもの・撤去料金（自転車1000円・バイク2000円）・印鑑をご持参ください。

詳しくは地域政策課☎470・7764または自転車集積所☎472・9876へ。

図1 放置禁止区域と市営自転車等駐車場

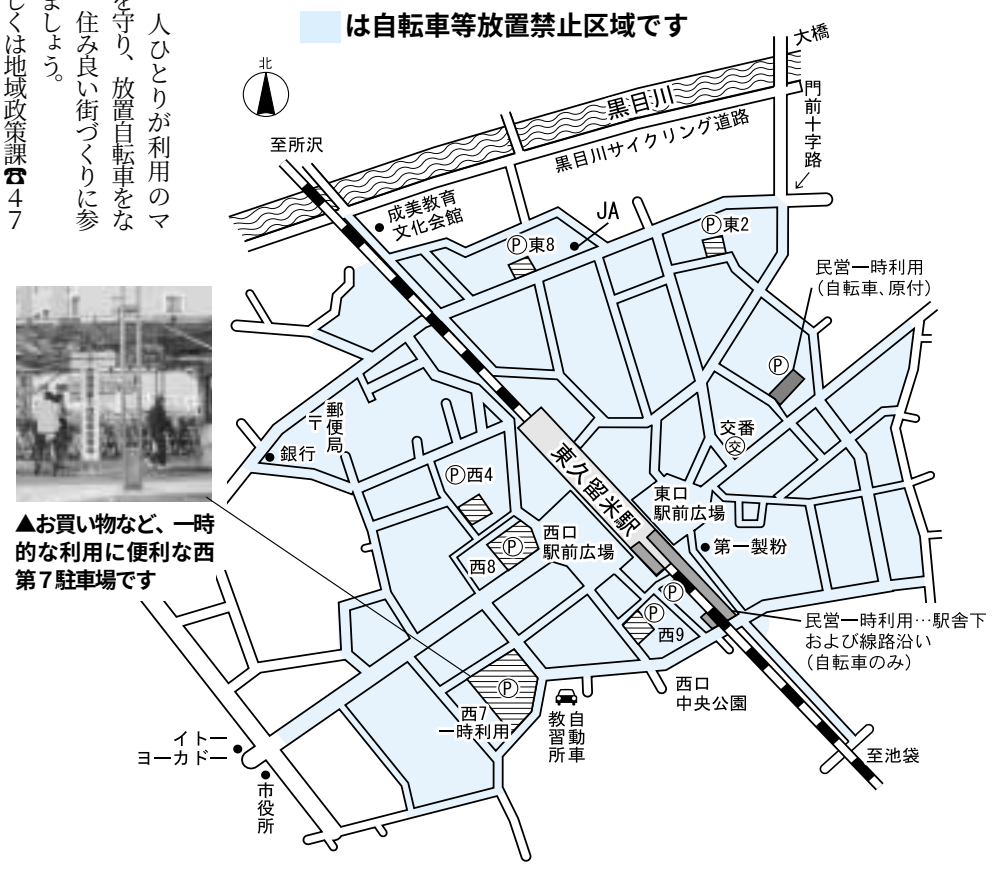

▲お買い物など、一時的な利用に便利な西第7駐車場です
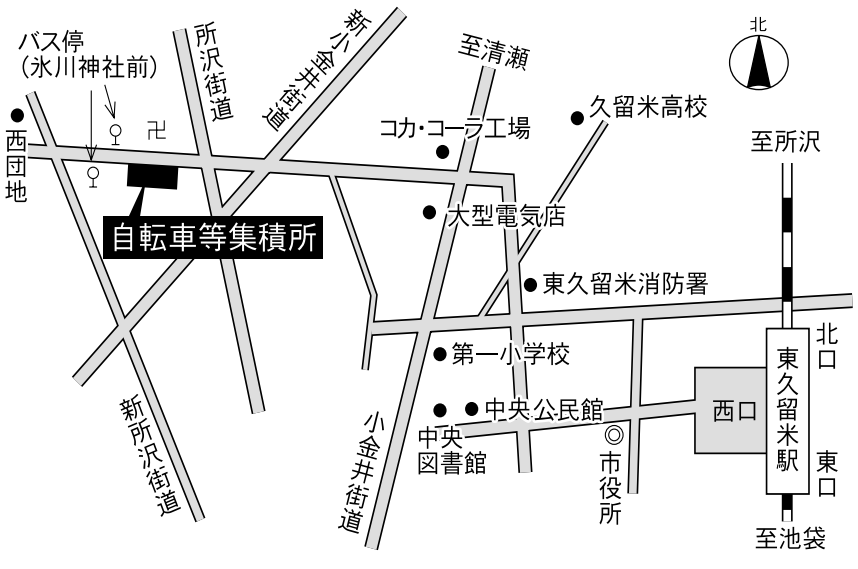
図2 自転車集積所（下里2－10－9、☎472・9876）案内図